

情報提供

那医発第 269 号
令和 7 年 8 月 25 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 6 4 8 号
令 和 7 年 8 月 1 8 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 田名 毅



公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについての通知となっております。

医薬品は、原則として承認された効能・効果及び用法・用量を前提に保険適用されているところですが、保険適用を迅速に行うことでドラッグ・ラグを解消する観点から、一定の条件を満たした医薬品（薬事・食品衛生審議会（薬食審）において公知申請に係る事前評価が終了した医薬品）については、今後追加される予定の効能・効果及び用法・用量についても保険適用を可能とする取扱いが平成 22 年 8 月 25 日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会にて了承されたところです。

今般、令和 7 年 7 月 31 日に開催された薬事審議会第一部会において、別添資料の「別添 2」に示される 2 成分 3 品目についての事前評価が行われた結果、当該品目については公知申請を行っても差し支えないとの結論となりました。

これを受け、「別添 1」に示される 2 成分 3 品目については今後追加される予定の効能・効果及び用法・用量についても本年 7 月 31 日から保険適用が可能となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員施設への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載されておりますことを申し添えます。

記

- 日本医師会ホームページメンバーズルーム 医療保険 「医薬品の保険上の取扱い等」
<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/index.html>
- 公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて
(令和 7 年 8 月 8 日（日医発第 778 号）（保険）)

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第778号（保険）
令和7年8月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

医薬品は、原則として承認された効能・効果及び用法・用量を前提に保険適用されているところですが、保険適用を迅速に行うことでドラッグ・ラグを解消する観点から、一定の条件を満たした医薬品（薬事・食品衛生審議会（薬食審）において公知申請に係る事前評価が終了した医薬品）については、今後追加される予定の効能・効果及び用法・用量についても保険適用を可能とする取扱いが平成22年8月25日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会にて了承されたところです。

今般、令和7年7月31日に開催された薬事審議会第一部会において、添付資料の「別添2」に示される2成分3品目についての事前評価が行われた結果、当該品目については公知申請を行っても差し支えないとの結論となりました。

これを受け、「別添1」に示される2成分3品目については今後追加される予定の効能・効果及び用法・用量についても本年7月31日から保険適用が可能となりました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解頂きますとともに、貴会管下の関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、添付資料の「別添2」につきましては、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長及び医薬安全対策課長からも周知方の依頼がありましたことを申し添えます。

また、本件については、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

（添付資料）

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

（令和7年7月31日付け 保医発0731第3号 厚生労働省保険局医療課長）

※上記通知中に「別添2」として「新たに薬事審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」（令和7年7月31日付け 医薬薬審発0731第1号・医薬安発0731第3号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長及び医薬安全対策課長）を含む。

保医発 0731 第 3 号
令和 7 年 7 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

本日開催の薬事審議会第一部会において、別添 2 の 2 成分 3 品目の適応外使用に係る公知申請についての事前評価が行われた結果、当該品目について公知申請を行っても差し支えないとの結論が得られたところです（別添 2：令和 7 年 7 月 31 日付け医薬薬審発 0731 第 1 号・医薬安発 0731 第 3 号）。

これを踏まえ、別添 1 の 2 成分 3 品目について、今般追加される予定である効能・効果及び用法・用量を本日より保険適用とするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

1. 一般名：リツキシマブ（遺伝子組換え）

販売名：リツキサン点滴静注 100 mg、同点滴静注 500 mg

会社名：全薬工業株式会社

追記される予定の効能・効果：

自己免疫性溶血性貧血

追記される予定の効能・効果に関連する注意：

＜自己免疫性溶血性貧血＞

診療ガイドライン等の最新の情報を参考に、本剤の投与が適切と判断される温式又は冷式の自己免疫性溶血性貧血患者に使用すること。

追記される予定の用法・用量：

＜自己免疫性溶血性貧血＞

通常、リツキシマブ（遺伝子組換え）として 1 回量 375 mg/m² を 1 週間間隔で 4 回点滴静注する。

2. 一般名：インドシアニングリーン

販売名：ジアグノグリーン注射用 25 mg

会社名：第一三共株式会社

追記される予定の効能・効果（下線部追記）：

○次の疾患におけるセンチネルリンパ節の同定

乳癌、悪性黒色腫、子宮頸癌、子宮体癌

○リンパ管静脈吻合術に係るリンパ流の評価

効能・効果に関連する注意（変更なし）：

＜センチネルリンパ節の同定＞

本剤を用いたセンチネルリンパ節生検は、本検査法に十分な知識と経験を有する医師のもとで、実施が適切と判断される症例において実施すること。なお、症例の選択にあたっては、最新の関連ガイドライン等を参照し、適応となる腫瘍径や部位等について十分な検討を行うこと。

追記される予定の用法・用量（下線部追記）：

＜センチネルリンパ節の同定＞

乳癌のセンチネルリンパ節の同定においては、インドシアニングリーンとして 25mg を 5mL の注射用水で溶解し、通常 5mL 以下を悪性腫瘍近傍又は乳輪部の皮下に適宜

分割して投与する。悪性黒色腫のセンチネルリンパ節の同定においては、インドシアニングリーンとして 25mg を 5mL の注射用水で溶解し、通常 1mL を悪性腫瘍近傍の皮内数箇所に適宜分割して投与する。子宮頸癌及び子宮体癌のセンチネルリンパ節の同定においては、インドシアニンググリーンとして 25 mg を 20 mL の注射用水で溶解し、通常 4 mL を子宮頸部に適宜分割して投与する。

<リンパ管静脈吻合術に係るリンパ流の評価>

インドシアニンググリーンとして 25 mg を 10 mL の注射用水で溶解し、通常 1 mL をリンパ管静脈吻合術を行う肢の皮下又は皮内に適宜分割して投与する。

[別添2]

医薬審発 0731 第 1 号
医薬安発 0731 第 3 号
令和 7 年 7 月 31 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

新たに薬事審議会において公知申請に関する
事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

薬事審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品については、平成 22 年 8 月 30 日付け薬食審査発 0830 第 9 号・薬食安発 0830 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長連名通知「薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」（以下「連名通知」という。）にて各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたが、令和 7 年 7 月 31 日開催の薬事審議会医薬品第一部会において、別添に記載の医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議報告書に基づき、公知申請に関する事前評価が行われ、公知申請を行っても差し支えないとされました。

つきましては、別添に記載の医薬品の適応外使用に関し、その適正使用を通じた安全確保等を図るため、連名通知における取扱いと同様の取扱いを行っていただきますよう、貴管下関係医療機関及び関係製造販売業者に対する周知徹底及び御指導方よろしくお願いいたします。

なお、本通知の写しについて、別記の関係団体の長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長及び各地方厚生局長宛てに発出するので、念のため申し添えます。

[別添]

1. 一般名：リツキシマブ（遺伝子組換え）
販売名：リツキサン点滴静注 100mg、同点滴静注 500mg
会社名：全薬工業株式会社

追記される予定の効能・効果：
自己免疫性溶血性貧血

追記される予定の効能・効果に関連する注意：
＜自己免疫性溶血性貧血＞
診療ガイドライン等の最新の情報を参考に、本剤の投与が適切と判断される温式又は冷式の自己免疫性溶血性貧血患者に使用すること。

追記される予定の用法・用量：
＜自己免疫性溶血性貧血＞
通常、リツキシマブ（遺伝子組換え）として 1 回量 375mg/m² を 1 週間
間隔で 4 回点滴静注する。

2. 一般名：インドシアニングリーン
販売名：ジアグノグリーン注射用 25mg
会社名：第一三共株式会社

追記される予定の効能・効果（下線部追記）：
○次の疾患におけるセンチネルリンパ節の同定
乳癌、悪性黒色腫、子宮頸癌、子宮体癌
○リンパ管静脈吻合術に係るリンパ流の評価

効能・効果に関連する注意（変更なし）：
＜センチネルリンパ節の同定＞
本剤を用いたセンチネルリンパ節生検は、本検査法に十分な知識と経験
を有する医師のもとで、実施が適切と判断される症例において実施
すること。なお、症例の選択にあたっては、最新の関連ガイドライン
等を参照し、適応となる腫瘍径や部位等について十分な検討を行うこ
と。

追記される予定の用法・用量（下線部追記）：
＜センチネルリンパ節の同定＞

乳癌のセンチネルリンパ節の同定においては、インドシアニンググリーンとして 25mg を 5mL の注射用水で溶解し、通常 5mL 以下を悪性腫瘍近傍又は乳輪部の皮下に適宜分割して投与する。悪性黒色腫のセンチネルリンパ節の同定においては、インドシアニンググリーンとして 25mg を 5mL の注射用水で溶解し、通常 1mL を悪性腫瘍近傍の皮内数箇所に適宜分割して投与する。子宮頸癌及び子宮体癌のセンチネルリンパ節の同定においては、インドシアニンググリーンとして 25mg を 20mL の注射用水で溶解し、通常 4mL を子宮頸部に適宜分割して投与する。

＜リンパ管静脈吻合術に係るリンパ流の評価＞

インドシアニンググリーンとして 25mg を 10mL の注射用水で溶解し、通常 1mL をリンパ管静脈吻合術を行う肢の皮下又は皮内に適宜分割して投与する。

(別記)

日本製薬団体連合会 会長

米国研究製薬工業協会 在日執行委員会 委員長

一般社団法人欧州製薬団体連合会 会長

公益社団法人日本医師会 担当理事

公益社団法人日本薬剤師会 会長

一般社団法人日本病院薬剤師会 会長